

【令和2年2月時点】

事業名称：やまなしデータ de ヘルス事業
事業概要：県民の健康寿命延伸及びそれによる医療費適正化を目指して、19歳以上の働き盛りの健康診断未受診者等の健康無関心層を中心とした国民健康保険被保険者に対して、健康意識を高めて行動変容を促すアプリを開発・提供・運用。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	山梨県	
社会的課題及びその背景	山梨県、県下市町村は、従来から健康意識向上に資する取り組みを行っているが、健康無関心層に行動変容を促すには限界があり、健康無関心層に対する健康づくりの推進、それによる医療費の適正化が課題となっている。	
目指す成果	働き盛りのうちから健康意識を高め、行動変容を促すことにより、健康寿命の延伸及びそれによる医療費適正化を目指す。	
サービス対象者	国民健康保険に加入している19歳以上の県民 (参加人数は現時点で未定)	
事業関係者	委託者	山梨県 福祉保健部国保援護課
	受託者	DeSC ヘルスケア株式会社
	サービス提供者	DeSC ヘルスケア株式会社
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	なし
サービス内容	<p>DeSC ヘルスケアは、山梨県から国民健康保険データベースの健康診断や診療に係る情報の提供を受け、参加者自らが健康づくりに自発的に取り組むことで疾患を予防し医療費適正化を効果的に実現することを目的としたアプリを開発し、事業期間中に運用する。</p> <p>アプリ運用にあたり、参加者の自発的な取り組みに応じてポイント（以下「ヘルスポイント」という。）を付与し、一定のポイントが貯まったら商品等に交換できるという、参加者が継続的にアプリを活用する仕組みを設けている。その他、参加者の募集、市町村が実施するイベントの情報提供、アプリを通して収集・分析した参加者の健康改善状況情報の県への提供など、DeSC ヘルスケアは、参加者の健康増進及び医療費適正化に寄与する取り組みを行う。なお、参加者の募集は、県・市町村の協力の下にDeSC ヘルスケアが中心となって行う。</p>	

【令和2年2月時点】

成果指標		医療費抑制効果： 令和3年度の上限額を25,000千円、令和4年度、令和5年度の上限額をそれぞれ50,000千円とし、医療費抑制額に占める県負担額の50%を支払う。
事業期間		令和元年12月～令和6年3月（5年間） 【内訳】 サービス提供期間：令和2年4月～令和5年3月 ※令和元年度はアプリ開発を行う。 評価時期： ・令和2年度成果指標：令和3年度 ・令和3年度成果指標：令和4年度 ・令和4年度成果指標：令和5年度 支払時期： ・最低支払 令和2年3月（固定支払） ・実費支払（ポイント精算分） 令和3年度中（実費払） 令和4年度中（実費払） 令和5年度中（実費払） ※令和3～5年度は、ヘルスポイント付与業務に係る費用（ヘルスポイントと交換できる景品等の購入費用）の実費払 ・成果連動支払 ・令和3年度中（令和2年度成果評価結果に基づき支払） ・令和4年度中（令和3年度成果評価結果に基づき支払） ・令和5年度中（令和4年度成果評価結果に基づき支払）
契約金額	総額	141,000千円
	最低支払額	固定支払：5,000千円 実費支払：11,000千円（上限）
	成果連動支払額	125,000千円（上限） 【内訳】 医療費抑制効果：125,000千円（上限）
財政効果の試算	費目	医療費（県負担分）
	金額	事業終了後に算定するため現時点では未定
国の補助の活用の有無		都道府県国保ヘルスアップ支援事業（令和元年度支払に充当） 保険者努力支援制度交付金（都道府県分）（令和3～5年度の支払に充当）

【令和2年2月時点】

債務負担行為の有無	あり（5年間）
事業者選定方法	公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

平成30年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に変わったことを受けて、都道府県は医療費適正化に主体的に取り組むことが求められているが、都道府県や市町村の従前の取り組みでは、健康診断未受診者等の健康無関心層に対する健康意識の向上及びそれによる行動変容を促すことには限界があった。このため、全国的にヘルスケア分野におけるPFSの導入が進んでいることを踏まえ、山梨県においても民間のノウハウ等を活用して事業成果を最大限に引き出し、成果を求めることで医療費適正化効果及び健康増進につながることを期待されると考え、PFSを導入して健康無関心層に対して行動変容を促す事業を検討することとした。

成果指標については、誰でもわかりやすいという観点から医療費抑制効果を基本とし、事業者による提案についても受け入れることとした。

事業者選定については、提案の質を評価することができる公募型プロポーザル方式を採用し、サービス提供者を選定した。公募型プロポーザル方式にて提案を評価するために山梨県が提示した基準は以下のとおりである。

図表1 提案評価基準

審査項目	審査基準	配点
アプリの内容	・ 参加者の健康づくり、生活習慣病予防に効果が見込めるか（有効なコンテンツが充実しているか）	15
	・ 国保データベースを活用し、参加者の健康状態等に適合した情報等を提供できるものとなっているか	15
継続性	・ ヘルスポイントの活用方法は参加者にとって魅力的か（継続利用してもらうための仕掛けとして効果的か）	10
	・ 参加者の興味が続き、継続した利用が見込めるアプリであるか	15
参加者の獲得	・ 多くの参加者を獲得できる提案となっているか	15
成果報酬	・ ヘルスポイントと成果報酬の金額及び金額の配分は適切か	5
	・ 医療費抑制による成果報酬の上限額の設定および事業者取り分は妥当か	5
	・ 医療費抑制以外の成果報酬の設定は妥当か	△5～5
セキュリティ	・ 個人情報保護や情報漏洩に対する対策が十分に取られているか	10
人員等の体制	・ 開発や運営に当たる人員等の体制は適切か	5
市町村貢献	・ 市町村保健事業等との連携など、市町村の保健事業にも資する提案となっているか	5
総合	・ 事業提案を総合的に見て、大きな事業効果（医療費の増加抑制）が期待できるか	15

【令和2年2月時点】

審査項目	審査基準	配点
価格	・ 安価であるか（開発費及び運用費） ・ （配点×応募者中の最低価格/応募者の提案価格）	20
合計		140

(出所) やまなしデータ de ヘルス事業業務委託に係る企画提案募集要領

イ 体制の詳細

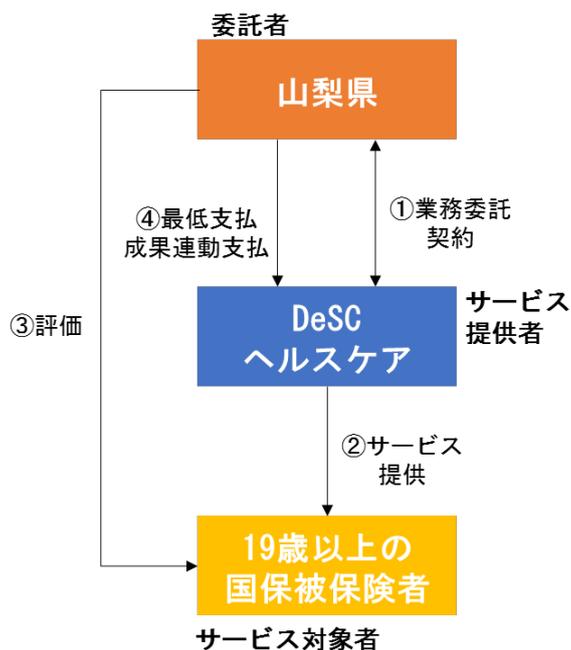
山梨県と DeSC ヘルスケアが業務委託契約を締結する。

DeSC ヘルスケアは、県との契約締結を受けて、はじめにアプリ開発を行う。アプリ運用に必要な国民健康保険データベースの健診や診療に係る情報は、山梨県が県下市町村から同意を得て取得し、それを DeSC ヘルスケアに提供する。

DeSC ヘルスケアは自らの資金でサービス提供を行うため、成果連動支払のリスク（成果が出なければ山梨県から支払がなく、費用を回収できないリスク）は DeSC ヘルスケアが負っている。

山梨県は、事業期間3年目（令和3年度）、4年目（令和4年度）、5年目（令和5年度）に国民健康保険データベースの情報を基に評価を行い、それに基づいて DeSC ヘルスケアに対して成果連動支払を行う。

図表2 事業体制



【令和2年2月時点】

ウ 事業スケジュール

令和元年5月頃から庁内で検討を行い、サービス提供者の選定に係る公募書類等の作成を行った上で、令和元年10月に公募を開始し、同年11月にサービス提供者を選定した。

事業期間は令和元年12月から令和6年3月の5年間である。そのうちサービス提供期間は令和2年4月から令和5年3月までの3年間である。評価は3年目、4年目、5年目に行う。

図表3 事業スケジュール

		令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		Q1	Q2	Q3	Q4																
庁内検討																					
公募																					
契約締結																					
サービス提供																					
評価																					
支払	最低支払																				
	実費支払																				
	成果連動支払																				

エ 評価手法

① 成果指標の設定

成果指標は医療費抑制効果である。

医療費抑制効果とは、参加者群と非参加者群の医療費の差額である（「② 評価方法」参照）。

医療費抑制効果は、本事業が目指す医療費適正化を示す指標である。誰にでも分かりやすいという観点から本成果指標を設定した。

図表4 成果指標

年度	成果指標
令和3年度（事業期間3年目）	令和2年度の医療費抑制効果
令和4年度（事業期間4年目）	令和3年度の医療費抑制効果
令和5年度（事業期間5年目）	令和4年度の医療費抑制効果

（出所）やまなしデータ de ヘルス事業基本仕様書

【令和2年2月時点】

② 評価方法

医療費抑制効果は、マッチング法¹を用いて評価することを想定している。この場合は、参加者のうち、アプリを利用している人を参加者群とし、アプリを利用していない非参加者群の属性をそろえたうえで、両群の当該年度の医療費を、次年度に精査し比較する（例：令和2年度の医療費抑制効果は、令和3年度に国民健康保険データベースの情報を用いて評価する）。なお対象者群は、6カ月以上継続的にアプリを利用した者とする。ただし、6カ月継続していても翌年度以降にアプリを利用していない人は翌年度の評価対象者群から除外する。

オ 支払条件

事業期間1年目は固定払いのみである。事業期間3年目から5年目は実費払い及び成果連動支払である。

図表5 支払基準

成果指標	支払基準
令和元年度	・最低支払 5,000千円
令和2年度	なし
令和3年度	・実費払 5,000千円を上限として、ヘルスポイント付与業務に係る費用（ヘルスポイントと交換できる景品等の実費）を支払う。 ・成果連動支払 25,000千円を上限に、医療費抑制効果を測定して医療費抑制額に占める県負担額の50%を支払う。
令和4年度	・実費払 3,000千円を上限として、ヘルスポイント付与業務に係る費用（ヘルスポイントと交換できる景品等の実費）を支払う。 ・成果連動支払 50,000千円を上限に、医療費抑制効果を測定して医療費抑制額に占める県負担額の50%を支払う。
令和5年度	実費払 3,000千円を上限として、ヘルスポイント付与業務に係る費用（ヘルスポイントと交換できる景品等の実費）を支払う。 ・成果連動支払

¹ 対象者群と可能な限り類似した対照群を設定し、両者を比較する方法。

【令和2年2月時点】

成果指標	支払基準
	50,000千円を上限に、医療費抑制効果を測定して医療費抑制額に占める県負担額の50%を支払う。

(出所) やまなしデータ de ヘルス事業基本仕様書

医療費抑制効果の算定式は以下のとおりである。

図表6 医療費抑制効果の算定式

<p>対象者群と対照群の医療費を比較し、その差額（参加者1人あたりに換算した額）を医療費抑制額（X）とする。</p> <p>医療費抑制額（X）－自己負担分（3割※1）＝行政コスト抑制額</p> <p>行政コスト抑制額－α×医療費抑制割合（※2）＝1人あたり県負担軽減額（X'）</p> <p>α＝（市町村納付金＋療養給付費負担金＋高額利用費負担金＋特別高額利用費共同事業負担金＋普通調整交付金＋特別調整交付金＋県繰入額＋高額利用費負担金繰入額）/保険給付費等普通交付金（歳出）×医療保険分（※3）</p> <p>※1 国保被保険者平均の自己負担分</p> <p>※2 1人あたり医療費抑制額/1人あたり医療費</p> <p>※3 1人あたり医療費から自己負担分を除いた額</p> <p>成果報酬＝X'×参加者数×事業者取り分割合（50%）</p>

(出所) やまなしデータ de ヘルス事業基本仕様書

図表7 支払額内訳

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
成果連動支払額 ※上限	医療費抑制効果	—	—	25,000千円	50,000千円	50,000千円	125,000千円
実費支払額 ※上限		—	—	5,000千円	3,000千円	3,000千円	11,000千円
最低支払額		5,000千円	—	—	—	—	5,000千円
合計		5,000千円	—	30,000千円	53,000千円	53,000千円	141,000千円

【令和2年2月時点】

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織は設置していない。

サービス提供状況は、DeSC ヘルスケアが定期的に山梨県に報告する。